

(第一類 第一號)

第三十九回国会  
衆議院

内閣委員会議録 第六号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田

理事草野一郎平君 理事宮澤

理事飛鳥田一雄君 理事石橋

理事石山 権作君

伊藤 郷一君 内海 安吉君

小澤佐重喜君 佐々木義武君

島村 一郎君 田口 寛一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

前田 正男君 孝男君

杉山元治郎君 誠治君

山内 広君 受田 新吉君

出席國務大臣

国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

総理府總務長官 小平 久雄君

総理府総務副長

総理府事務官

特別地域連絡官

調達府長官 林 一夫君

調達府事務官

調達府総務部長

大藏政務次官 天野 公義君

総理府事務官

大臣官房長官 佐藤 一郎君

大臣官房長官

いうのは、いかにも日本政府の自主性のなさを私は示しておるのではないかと思う。そこで、一体どういうところに原因があつて、いまなおくれておるのか、これから先との程度の期間を置けば協定が実施されるのか、その辺のところを一つ責任を持って御答弁を願つておきたいと思うわけです。御承知の通り安保条約の有効期間は十年であります。その十年のうち早くも一年半が無為に過ぎたということは、大へんな問題だと思う。一たん両国間で約束されたものが、向こうの都合でいつまでも実行されないということがあっていいはずはありません。こういうことが案外一般には知られておらないと思いますけれども、非常に日本の自主性のない姿を端的に示しておる例でもございますので、納得のいくようになつて御説明を願つておきたいと思います。

○林（一）政府委員 石橋委員も御存じのように、この諸機関というのは陸海空の三軍別になつて各地に散在しておるわけであります。その事業機構の内容もいろいろ複雑に、また異にしておるばかりでなく、その所要経費も結局その機関を利用する者からの会費とか、あるいはその機関の売り上げによる純益金でまかなわれておるというような事情にあります。その従業員の労働条件もいろいろと違つておるわけですが。このようないろいろの労働条件を持つておる機関を統一的な協約——諸機関労務協約と私どもは申しておりますが、この協約として取りまとめることに非常に多くの困難があつたわけでござります。また政府の雇用形態とするにつきましては、国内諸法令との関

ほとんどない。労働者としては、何らかの日本政府の保護を受けられない。そういう不満がついに爆発して、米軍に直接雇われることを忌避して、不満ながらも日本政府の雇用のものにありたいという要求になつて現われてきて、おつたわけです。それが地位協定で生じ実質的に従来の形を継続せたい、かされたてきた。ところが米軍としては、あくまでも従来の雇用形態を固守したい、地位協定で約束された以上、日本政府がそれに対し、間接雇用に切りかえるにあたっても、何とかしてこの不当な労働条件を改善して、いつ姿にして引き取ろうと努力をしたためにおくれたというならば、一応の理屈は成り立ちます。しかし現在そなつてないじやありませんか。あなた方一年半もそなうやってがんばったとおっしゃるけれども、十二月一日から切りかえられるというその切りかえの方法を見ましても、ほとんど従来の直接雇用の形態がそのまま生かされておるじやありませんか。そんな形のものならば、私は地位協定発効と同時にできました。ほとんど従来の直接雇用に切りかえておいて、そしいうして切りかえたあと徐々に労働条件を引き上げる方に努力していくと、それで、米軍の意向がほとんど通つておるじやありませんか。従来の間接雇用は、労務基本契約で規定されておりますが、その労務基本契約とは全然差異のある形で、いわば従来の間接雇用とは違つた間接雇用にされようとしておるじやありません

○林（一）政府委員 もちろん軍直用にあっては、私ががんばったという証拠にあれば、私はできないのじゃないかと田中は、この切りかえによつて諸機関従業員を間接雇用に切りかえるといううのではありません。この切りかえによって諸機関従業員の待遇をよくし、地位を安定させねばならない。長い時間がかかるたどり、そのような趣旨でこの新協約の話し合いで進めてきたのでござります。それで、この新協約の形態といふのは、サービス業を主として小規模な組織が非常に多くあります。またその運営資金もきわめて少ないので、それを一本の協約にまとめるのは相当の困難を伴つたのでござります。またこの協約を進めるにあたりましては、先ほども申しましたように、労働組合の意見を尊重しつつ、対米折衝をやつてきたというような事情もありますして、意外に時間が長くかかつたということをございます。

低い、それから陸海空軍ばらばらであります。そういういろいろな特殊性を持っている。それを間接雇用に切りかえるのにはいろいろと困難な問題があるところです。それで、私は言うのですよ。七日二十五日に日本側とアメリカ側との話し合いのついた線は、その諸機関の特殊性をそのまま全面的に認めておるじゃありませんか。労働条件についても、今のものをそのまま引き継ぐことになつておるじゃないですか。間接雇用というけれどもそれは名ばかりであつて、実質的には採用その他一切の権限をアメリカが持つておって、あなたたちは名前だけ責任を負わされるなんか。わかりやすく言えば、従来の直接雇用のときとほとんど変わらない姿なんですよ。形式的な間接雇用だ、とう言つてもいい。そんなことならば、地位協定の発効後直ちにでもできることじやなかつたのですか。あなたたちが困難だ、困難だということは、一年半たつても一つも解決していない。今あなた方がやろうとしているような程度の切りかえをすれば、昨年の六月地位協定が発効した直後にすぐにできていないわけならぬ。さしあたり間接雇用に切りかえておいてからいろいろと改善しようという、そういう方法をそのときされたはずではありませんか。そのことを私は聞いているですよ。今御答弁はおくれたことの証明にならないじゃないか。おくれた、しかし結果的には今のMLCの労働者と同じような労働条件がかちとれた、労務基本契約の中で救済することになった、そ

いう成果が上がつておれば、おくれたことの口実になるけれども、何もない。そういう中で私はおくれた理由はほかになければならぬと思う。そこを聞いているのです。日本政府に自主性がないからだ、こういうふうに私は言つておるが、そうでないというなら、そうでない理由をお示し願いたいと言つていいわけです。

日米合同委員会におきまして、今回の直用切りかえに関する基本原則が日米間で認められたわけでございます。その基本原則に従いまして、実は私は調達庁の労務部長として日本側の交渉委員ということで、過去一年余にわたりまして米側と折衝して参りましたので、今お尋ねの件に関しまして、私の関係しております部面の御説明を申し上げたいと思います。

れと労働条件につきましては従来とさして変更を加えない。さしたる変更を加えたいという意味の中には、もともとこの切りかえによって労働条件を低下させることはないようになります。そういうことが眼目ではございますが改定になりまして、去年の六月に発効を見たわけ但し、直接雇用労務者を間接雇用に切りかえる最も大きな理由は、従来の直接雇用労務者との間接雇用切りかえのために地位協定が改定になりました。そこでこの直接雇用労務者につきましては、かりに労務者が自分自身の納得のいかないようなことで解雇されたとか、あるいは不利益措置をこうむつたという場合に、裁判所に訴えます。しかし、裁判管轄権の問題で、これは管轄権があるなしといろいろと議論はございますが、労務者の方が訴権の獲得ということのため、直接雇用労務者を間接雇用に切りかえる必要がある。これを最も根本的な事由としたとして、直接雇用労務者を間接雇用に切りかえる必要があるということで、米軍において地位協定の改正を見たわけでござります。そういう経緯がございまして、また合同委員会で取りきめがなさいましたけれども、日本政府の言い分を聞いて地位協定の改正を見たわけでございました。その基本原則に基づいて私どもが

日米間の交渉に入ったわけでござります。しかしながら、調達庁が間接雇用労務者協約をM-LCで契約と諸機関労務契約と二本立てにしては、先ほど来先生も言われますように、ただ同じような内容にいたしたいとしたい、うことで、米軍と相当長く折衝を重ねられたわけでございます。しかし米側としても、できましたことはあります。たしましては、もちろんこれを間接雇用に切りかえる場合の経緯の問題もござります。あるいは切りかえた後の運営の円滑というようなこともございます。それから諸機関労務者の実態といふような点からいたしまして、どうでも現在のM-LC契約と同じような内容の契約を結ぶ、協約を結ぶということでは、百年河清を待つがごとき交渉状態で、遅々として進まなかつたといふ事情があるわけでございます。そこでこれを早期に切りかえるためには、お互にある程度の妥協をしなければいけない。いかぬ。しかし調達庁が雇用主としての実体と形式を備えるということはあくまでも貫かなければいけない。こうしたことからいたしまして、すでに先生御承知のような内容の諸機関労務者の協約の切りかえの条文が、付属書まで含めまして数百カ条にわたる案文ができたわけでございます。従いましても、もちろんこのM-LC契約と一本の契約にしていけば一番理想的だ。一本の契約にいかなければ二本立になつておつて、私がただいま申し上げましたようないろいろな事情から、どうしてもそこでござりますけれども、そういつた、私がただいま申し上げましたようないろいろな事情から、どうしてもそなういうことでは切りかえの実現ができるということで、米側にも相當な譲

歩を要求し、日本側といたしましてこの線で妥協をしようということです。去る七月の二十五日に私と向こうの交渉当事者であるカーネル・グローブがとの間に条文の合意を見たわけでございます。それ以来これを実施に移すべき、日本政府側あるいはアメリカ軍側におきまして手続を進めていくべきとして、私ども今の状況で進りますれば、十二月一日には切りかえになりますものとなるものというふうに考えておる次第でござります。

○石橋(政)委員 直接雇用労働者が間接雇用に切りかえてもらいたいというのは、労務部長言うように、単に訴権の確立といふようなことだけをねらっているのではないのです。いろいろな点で不満だだけです。それが政府雇用に切りわったからといって直ちに解決つくとは思いません。ちょっとと調査はたよりのない点もあります。しかしそれでもなおかつ米軍に直接雇われているよりもましだと切実な気持が、この切りかえの要求になつて現われてきていいわけです。それを、地位協定の締約の中でもうやく希望がかなえられたと思って喜んでおつたにもかかわらず、一年半もたらだらと片づかない。そこに非常に大きな不満が出てきてしまうわけです。先ほどから申し上げているように、これは政治的に考えてみても非常に大きな問題だと思いましょうと話し合いがついた。その十月一日が来ても切りかえができるないです。そして十月一日から切りかえやりました。現に七月の二十五日に一応の協議をあなたの方は終わっているわけなんですが。そして十一月一日と、いい、今度また十二月一日といい、そ

の十二月一日すらあなたの方自信持つておられますか。その点を、私は單に理達庁長官だけではなしに防衛府の長官としても、閣僚の一人として、こんなとおっしゃつたらどうです。地位協定で確認されたことが、約束されたことにはいかぬと思うのです。ここで責任を持って十二月一日までにやるならやめとおっしゃつたらどうです。地位協定が、向こうの都合でだらだら、だら延ばされ、それを指をくわえてながら延ばされているということは、日本政府の自主性のなさを示すことになりますよ。十二月一日から絶対にやるなら、という確認ができるほど、それでは話し合いができるわけですか。十一月一日からやるという約束すら最初にきておったくらいですから、私はその程度の確答はできるのじやないかと思うのですけれども、一つそれではそれから先にお尋ねをしておきたいと思います。

目鼻がついておりますので、私といった  
しましてもぜひ十二月一日に実施がで  
きるよう、今後とも督励をいたした  
いと考えております。

○石橋(政)委員 早く切りかえをしよ

○中島委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○林(一)政府委員 お説のようにこの協約の中には、諸機関従業員について不利な点もあると思うのです。このような点については今後米側と折衝しまして改善に努力したい、こういうようになります。

そこで今のところやむを得ない、とにかく切りかえ措置を先にやってしまおうということは支持するわけでござりますけれども、これが終わつたからといって、あの労働条件を徐々に従来の間接雇用、MLCの労働者並みに持っていくという努力を放棄してよろしいということにならぬと私は思う。従つて切りかえ後もできるだけMLC労働者の本準まで近づけるよう、政府側としても全力をあげてやるのだという意思表示も、あわせてこの際お願ひしておきたいと思う。

そこでこの点はよくわかります。私はその点はよくわかります。

○中島委員長　これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。飛鳥田一雄君。

この法案は、申し上げるまでもなく、新しい安全保障条約に基づく地位協定十八条五項の(B)から出てきておるのであります。しかし元来この十八条のところの条文の設定の仕方それ自身について、政府に過誤があったことだけは間違いがないことであります。当時の外務省は何でもかんでも行政協定を改めて、NATO協定並みにという方針をとられた。そしてNATO協定と同じ条件になりましたから、決して日本も従属的な屈辱的な立場をとっているのではありませんということに、全力をあげて説明を集中されたわけです。ところがNATO協定並みと言いながら、実はヨーロッパ諸国における条件と日本における条件との差をのがしてしまった。その差から出てくる事実を許されるかどうか。人間人々、個人個人とつてみれば、そつといふうのはときにはあいきようでさえあります。私は自分の弁護をしているつもりではありますんが、ともかくそつといふことはあいきようでさえあります。しかし政治の中での大きなそつさが公然と許され、しかもそれをのそつさを補うために、新しくこのような法律を持ち出してくるなどといふことはもってのほかであつて、当然の条約の改定を政府としては相手国に由し出なければならぬはずであります。たちは心から遺憾の意を表します。同時に反対をせざるを得ないわけです。

同様なことはこの新地位協定の中にたくさんあるのであります。今石橋君が質問をしておられました間接雇用の問題だって同様であります。私たちが安保条約及び新地位協定についていろいろあちらこちらで説明をいたしました場合に、ほとんどの労働組合の諸君は私たちの説に賛成をしたところであります。ところが直接雇用の諸君だけは、話はわかります。そして日本がどんなに危険な立場に立つかということもよくわかります。だがしかし、今私たちが職場の中に置かれている屈辱的な条件、アメリカに直接に雇われて、あごの先でおいおいと使われて、しかも気に食わなければ、あしたから来なくていいと、まるで犬ネコのよう扱われている。この条件がもし政府雇用という形になれるのならば、間接雇用になれるのならば、私たちはあなた地球がぶつこわれようとも、やはりきょう一ぱいのコーヒーが飲みたいのですという、そういう切実な訴えをして、全面的に安保条約反対には立ち上がりがれかなったわけです。しかも先ほど林さんのお話あるいは調達厅の方のお話を伺っておりますと、あの当時における政府の説明とは全然違います。あの当時政府は、NATO協定並みになりました、ようやく我が国も対等の立場になる、同時にまた直接雇用の人間は間接雇用にして完全にこれを救うことができるようになりましたと、高らかに吹き上げたじやありませんか。そういうはらを吹きながら、現実には十一年間の条約期間の中で一年有半、いわゆる半は過ぎてしましました。これだけの時間を経ながら、なおかつ実態は直接雇用と少しも変わらない条件

で間接雇用になつてゐる。これではあなたにも期待した職場の労働者諸君が、一体何と言うのでしょうか。なるほど条文を見ますと、協議の上とか話し合つた上でその条件をきめていくと、うことに条文自身はなつておりますから、あなた方はどんなにでも遁辞を使いになれるわけですが、一つ一つの条文をさしいに検討するのではなくて、条件がよくなりますよ、今までアメリカにあとの先で使われておつて、そして兵隊がやってきて女の子の手を握る、その手を振り払えばあしたから来なくていい、こういうような状態に置かれている条件が直りますよ、こういう政府の宣伝をそのまま信じて、安保条約がどんなに危険なものかということを知りながらも、心ならずも今度この協定に賛成をしていつた人に対しても、これはべんじやないでしょとか。遁辞は述べられても、大衆の胸の中に現われてくる政府に対する不信感、べてんにあつたという感情だけなのです。そしてそういうものは次第に胸の中になつまつしていくでしょう。こうした大衆の胸の中に沈黙するおり、これがやがて爆発的な状態にならないものですが、それが何と言つてもぬぐい得ないものです。そしてそういうものは次第に胸の中になつまつしていくでしょう。どうやら、これがやがて爆発的なものが出たときに、あなた方が再び自衛隊を使って鎮圧をする、こうおっしゃるでしょう。ですが、もしその言葉が通つていくとするならば、やがて違つた形で懲罰は下るのです。

害の賠償の請求に関する特別措置法といふものに注意をしないわけにいかないのです。しかもこの法律が出てくる状態を見ますと、地位協定がほとんど条文的に藤山さんの手で話がついてしまって、その後に横浜の調達局の方がこういうのが落ちているじゃないですかという事実を発見したわけです。そうして水産庁もあわてて外務省に話をし、また調達局の方でも水産庁と交渉を持ちながら外務省に話をし、どうな形で、あのころにはこれはまだ正をする余地があつたはずです。ところがそういう是正をすることもなしに、堂々と政府が議会にかけてしまって、そして押し通したわけです。そこにつきを改めることなしに、公然と今度は居直ったわけです。ですからこの法案が出てくるまでの間の政府の態度といふものは、当初そつてあつたかもしれないけれども、途中から居直った居直り強盗のような形にならざるを得なかつたというのが実情でしよう。これは間に入つた調達局がお困りになつた、水産庁が困るだらうということを私たちは知っています。こうしてあって合同委員会を再度開催して、二千五百ドル以下の請求にかかるものは、という特別令を作られました。出先軍が単独でやれる範囲は千ドル以下だそうです。それを二千五百ドルまで引き上げられた御努力はわかりますが、しかしそれはしょせんあやまちを正する跡始末の努力にしかすぎない、そういう努力はもつと抜本的な方向に向けてお尽くしをいたぐることが望ましいと思います。従つてこういう点で私たちはこの法律案というものが

が、安保条約というものの中に、そしてまた新地位協定の中に現われてきた日本政府の従属性と、アメリカ政府に対する屈辱的な態度を現わす法文として、賛成するわけにはいかない、このことを申し上げておきたいと思います。

さらのことによつて海事損害を受けました者は、非常に大きな損失をこうります。たといあつせんの申請をいたしましても、そしてこのあつせんの申請によって調達庁ができるだけの努力をしてくれる、そしてそのあつせんをアメリカが受諾するという、何とか口上書のようなものをお取りになつたとおっしゃるのですが、しかしながらはだ疑問だと思います。また訴訟の援助、こうおっしゃるのですが、訴訟の援助といいましても、現実には管轄裁判所がアメリカである場合が大部分でしよう。従つて援助を受けてみたところで、非常にむずかしい。訴訟というものの運命は、大体いかに弁護士を選択するかということにかかっているだろうと私は思います。なるほど訴訟費用や何かを政令の定めるところによつて立てかえて下さる、あるいはその当該訴訟について必要な援助を行なつていただける、その立てかえ金に信ずるこの弁護士さんをという形で、弁護士さんを選択できます。お医者様と同じで、信じなければその弁護士さんの完全能力を發揮することはできな

いのです。従つて法律技術と同時に、弁護士と依頼者との間の信頼関係というものには同様な重みを持ちます。ところがアメリカの弁護士さんを頼むのに、どうやって頼むのですか。日本の弁護士がアメリカへ行つて訴訟をやれるといふことは相互主義の段階にまだ至つていません。従つてどうしてもアメリカの弁護士を依頼するよりはかに仕方がなかつてしまつて、そのリストの中の人、こういうふうに限定されるだらうと思います。あるいは調達場があらかじめ何人かのアメリカ弁護人のリストを作つておいて、そのリストの中の人、こういうふうに限定されることはつながらないのです。たゞするならば、費用の立てかしそこには法律技術というものはある程度確保せられたとしても、人間的な信頼感というものはつながらないのです。たゞするならば、費用の立てかえをしていただくとか、訴訟に必要な援助をしていただくななどといふことによって、問題は解決しはしないのです。この特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置といふ法律をお作りになるのならば、なぜもう一歩踏み込めるのか、こう私たちには見えないわけにはいかないのです。だつて、不法行為地裁判所は日本であります。従つて国際司法の原則をいろいろ研究してみれば、管轄裁判所は日本ということを持ってこられるはずだと私は思つています。ところが日本であります。従つて国際司法の原則をいろいろ研究してみれば、管轄裁判所は日本というふうに持つてこられることは、英語のしゃべれるアメリカの弁護士にお願いしなければならぬということは、依頼者にとっては非常な不利益にならぬがアメリカの弁護士さんを頼むのではありません。どうやって頼むのですか。日本の弁護士がアメリカへ行つて訴訟をやれる範囲といふものは限られてしまいます。おそらく外務省の推薦する人、あるいは調達場があらかじめ何人かのアメリカ弁護人のリストを作つておいて、そのリストの中の人、こういうふうに限定されるだらうと思います。

ざるを得ないので。意思たって疎通しないでしよう。調達庁の人が援助して下さったって、それはよせん通訳くらいのものでしよう。通訳を介しての話というものがどんなに不便なものかは、私たちはある程度知っているつもりです。私自身横浜で戦争裁判の弁護人をやつたので、アメリカの弁護士と二年間一緒に働きましたが、やはり二年一緒にいたって、なかなか話がつかないところに手が届くような、こぼしたり、訴えたりといふような情緒的な面を含んだ話というものはできないのです。ところが弁護士と依頼者との関係は、こぼしたり、訴えたりするといふ情緒的な面を捨て去るわけにいかない。おい、一ぱい飲みに行こうかといふくらいのことしか現実には通用しないのです。そういう点を考えてみますと、なぜ日本に管轄裁判所を持つことにならなかつたか。そういう条文をこの中へ向こうとの交渉で入れられなかつたのか、こういう点を考えないわけにいかないのであります。

たしました。  
これより採決に入ります。  
特殊海事損害の賠償の請求に関する  
特別措置法案について採決いたしま  
す。本案に賛成の諸君の起立を求めま  
す。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多數。よって本案  
は可決いたしました。

が、ただこれの解釈の問題で一言だけお伺いしておきたい。

第一条に「この法律は、連合国占領軍等の行為等により負傷し、「等」が二つもありますから、相当な幅があるものと解釈をするわけですが、具体的に申しますならば、福岡県の田川郡二又トンネルに起つた爆破事件、これに基づく被害者の救済も当然この中に含まれるものと私は解釈いたしますが、林長官の説明を承つておきたいと思います。

○林(一)政府委員 含まれると解釈いたしました。

○総務委員 そうすれば、ただ一つをあげただけですが、その他占領軍命令によって爆破事業に従事して——宮崎県あたりはずいぶん多かったのですが、それらの中で起つた事故に対してもこれが同様に適用されるというふうに解釈して差しつかえありませんか。

○林(一)政府委員 それがこの法律案にいう「連合国占領軍等の行為等」に当たる占領軍の作業なり行為によるものであるということであれば、含まれると思います。

○中島委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

---

○中島委員長 本案に対し草野一郎平君外二十八名より修正案が提出されております。この際、本修正案について、提出者より趣旨の説明を求めます。草野一郎平君。



別表第三

官 職 名	俸 給 月 額	別表第二
八号俸	七一、九〇〇円	式部官長
大 使	一〇四、〇〇〇円	公正取引委員会委員 首都圈整備委員会委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫
	一一四、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円
	一〇四、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円

秘書官

七号俸	六四、九〇〇円
六号俸	五七、九〇〇円
五号俸	五一、九〇〇円
四号俸	四五、五〇〇円
三号俸	三九、一〇〇円
二号俸	三三、七〇〇円
一号俸	二八、二〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十六年十月一日からこの法律の施行日の前までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野政府委員

ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は今回、昭和三十六年八月八日に行なわれました人事院勧告に基づいて昭和三十六年十月一日以降、一般職の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うこと

○中島委員長 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。  
○中島委員長 提案理由の説明は終りました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○中島委員長 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。  
○中島委員長 提案理由の説明は終りました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○中島委員長 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。  
○飛鳥田委員 今回のあれによりますと、金融機関資金審議会といふものと、金融機関資金審議会といふものと、金融機関資金審議会といふのは、わが国の経済成長あるいは経済運営、特に金融問題についてかなり一般的な意見を出され、そして大蔵省に對して提案をしていくようと思われます。だとするとやはり、これは当然金融機関関係の方やあるいは財界の方だけが参加をすべきものではなくして、もっと広く学識経験者あるいは中小企業関係の代表者、さらには労働組合の代表者、こういう人が参加をすべきものだと私たち考

く機関となつて以来、次のような活動をいたしているわけあります。昭和三十四年度においては、国内経済の急上昇に伴い、経済諸指標に相当な変化が現われ、景気過熱となるおそれも出

て参りましたので、当審議会は、金融界、産業界及び政策当局に対し、慎重な態度と適切な施策の実施を要望し

特に予防的金融措置の必要性を要請した結果、準備預金制度の発動と公定歩合の引き継ぎまして経済は安定した括り、經濟の安定成長に資して参りました。昭和三十五年度においては、前年一度に引き継ぎまして経済は安定した括り調節を示しましたが、貿易・為替の自由化の進展に伴いまして、金融の果たす役割はますます重要となつて参りましたので、審議会は情勢の推移を注視し、その分析、検討に努めて参りました。なお、政府の三十六年度財政投融资計画の成立に伴う民間資金の活用については、先般の金融機関資金審議会において民間金融機関の協力を要請し、了承を得たような次第でございました。そういうような工合でございまして、なお延長していただきたいという

ようなことでございます。  
○飛鳥田委員 今伺いますと、金融機関資金審議会といふのは、わが国の経済成長あるいは経済運営、特に金融問題についてかなり一般的な意見を出され、そして大蔵省に對して提案をしていくよう思われます。だとするとやはり、これは当然金融機関関係の方やあるいは財界の方だけが参加をすべきものではなくして、もっと広く学識経験者あるいは中小企業関係の代表者、さらには労働組合の代表者、こういう人が参加をすべきものだと私たち考

えます。ところが現実に拝見をいたしましたと、中小企業の代表者というのには現在お一人しか入っていないようになります。他に学識経験者といわれるわけです。ただ、学識経験者といふ形で入っていらっしゃる方も、どちらかといえば財界の側に傾いたニュアンスを持った学識経験者の方が多いわけですね。国民的な規模でいろいろな問題を提案するとするならば、その構成は当然今後改められなければならないと思いますが、この点についてどうでしようか。

○飛鳥田委員 三十六年三月二十一日現在のメンバーの構成に基づいて、そうおっしゃっておられることと思うわけでございますが、これにつきましては今後よく研究をいたさせていただきたいと思います。

いたぐ、ござるを得なき点についてあるおつしやつた葉だけでの御検討なが類があります。○天野政府委員 金審議会といふを果たす機関です。よく文字符りっぱな、適て参りたい、でございますどうとか、どところは、今、と思います。

○飛鳥田委員 いうのでは、意味がないのです。たちとしては、小企業の代表思はないのか。す。そしてまた、民的な規模のるはずはない、労働者なんかについては発言はないのだろ、ものは労働者農民もしかり、から、こういふに、その損害はたれたのではたと葉だけでの御検討なが類があります。

研究して適當な人をと  
お答えとしてはほとんど  
じゃないでしょうか。私  
、労働者代表あるいは中  
間層をもつと数多く入れる意  
向、こう聞いているわけで  
たこれを入れずして、國  
金融問題などを論議でき  
のじゃないでしようか。  
というのは、金融問題に  
してはならぬ、また意見  
う、こういう態度で臨ま  
なりません。金融問題の  
中で、あるいは  
を満身に最終的に受ける  
なんですから、あるいは  
中小企業もしかりです  
う人たちを入れていただ  
うのところお答えできない  
のですが、そういう方向  
的なのか、検討をというう  
場はござかして、今まで  
あなたの方で、御検討をと  
構成でいかれるつもりの  
ことです、そういう方向  
で、御検討にもいろいろ種  
から、どちらでしよう。  
員 検討にもいろいろあ  
りますが、金融機関の資  
本、なかなか重要な役割  
の委員のこととございま  
通り検討いたしまして、  
当然方に今後もお願ひし  
うかよう考えておる次第  
具体的にどういう人を  
ういうところからというう  
のところお答えできない

す。その中で入れると、いざなふ言つていいと入れるといふだけではないのです。今まで仲間だけできめでか思えないですか。  
○天野政府委員参考といった一  
柄は簡単なと要だと思うの  
いはいろいろの  
重要な機能を有  
て、しかもそ  
業あるいは労  
資本独占の経  
変えられてし  
実です。そうち  
問題について  
あるを得ません  
ありましたたが  
はつきりと大  
がお答えにな  
いたい、こう  
ますが、水田  
いと思います  
○中島委員長ま  
して、出席す  
ます。御了承を  
○天野政府委員す。ただいま  
が成立後に再

○ 飛鳥田君に申し上げます。大臣は参議院の総括質問をなさいますので、時間が見られない以上、お答えを伺いたいと思いますので、恐れ入ります。大臣をお呼びいただきたいと思います。

○ これは正直言つて、事実上までいながら、かなり重なります。今まで大蔵省ある各省政府の中に、こうした営む審議会等がありまして、どういう問題から、中小企業者などといふものはいかれてき、そしてこれが済操作に奉仕する機關をなしてしまっているというのが現状で、私たちはこの点で、私たちはこのばかりな関心を払わざるを得ません。今天野次官からお話を伺ったところ、私はこの点について、大臣の御意見を、天野さんから聞いて、それを今要求いたしております。

○ ただいまの御意見をしまして、よく検討いたしました。

○飛鳥田委員　はつきり聞きたいと思います。  
○中島委員　はつきり聞きたいと思います。  
○石山委員　税の問題を、ついてお聞きが、最初に、  
　　いては、池田、それからなかなか切つて、いろいろな旋風が、最近の経  
　　が、何となく見えておるが、気になつたと  
　　そこで私は、ついてお聞きが、たとえば農業によつて、第一回持つてゐる非  
　　な第一次産業の実例で、何とおおきな問題だとおもつてます。

前回の当委員会でござ  
る、鉱産物関係、そういうも  
の自由化に備えてどういう関  
係を扱うをするかということが  
が、ただいまの御質問も大  
きな関連の御質問かと思いま  
す。のようこの三月成立いた  
る税定率法の改正で、全面的  
な改正をやつた。これにつき  
ては、昨年一年かかりまして  
税定率法をいただいて決  
定したものについては日本の  
いろいろな条件と/orいものが、  
非常に弱いわけでありま  
す。そういう第一次的な鉱産  
物の価格の比較で出しまし  
たが、税定率で保護するとい  
うことはありますと、かなりの価格差  
のために、それを使用する側  
は常に困った事態に立ち至る  
ような事情がありまして、結  
局は山形化がだんだん迫ってきた  
ために、それを使用する側  
はよ少しいいろいろな角度から  
に対する保護措置と申し  
ておきます。山形化がだんだん迫ってきた  
ために、それを使用する側  
はなかなかかといふことと  
いう経緯があるわけであり  
ます。私どもの方でも關稅  
の承認のよう自由化がだ  
れられる情勢になりまし  
たが、たゞいまの御質問も大  
きな関連の御質問かと思いま  
す。のようこの三月成立いた  
る税定率法の改正で、全面的  
な改正をやつた。これにつき  
ては、昨年一年かかりまして  
税定率法をいただいて決  
定したものについては日本の  
いろいろな条件と/orいものが、  
非常に弱いわけでありま  
す。そういう第一次的な鉱産  
物の価格の比較で出しまし  
たが、税定率で保護するとい  
うことはありますと、かなりの価格差  
のために、それを使用する側  
は常に困った事態に立ち至る  
ような事情がありまして、結  
局は山形化がだんだん迫ってきた  
ために、それを使用する側  
はよ少しいいろいろな角度から  
に対する保護措置と申し  
ておきます。山形化がだんだん迫ってきた  
ために、それを使用する側  
はなかなかかといふことと  
いう経緯があるわけであり  
ます。私どもの方でも關稅  
の承認のよう自由化がだ  
れられる情勢になりまし  
たが、たゞいまの御質問も大  
きな関連の御質問かと思いま  
す。

の改正を大蔵省の方から今諮問されているわけですね。十一月下旬をめどにして答える得ようとする。その中で出している問題として、アンチモニー、地金その他の非鉄金属製品というのがあります。この範囲はどういう品目になつておるのでございましょうか。これは今おわかりでなければあとでもいいと思いませんけれども、わかつていませんから二、三品目をあげていただきたい。

○稲益説明員　ただいまちょっと詳細な資料を持ち合わせておりますんで……。

○石山委員　それではあとでお知らせを願いたいのですが、今度の三十七年度の予算編成期にあたって、通産省から予算の案を大蔵省に出したけれども、あまりにその額が大きいので、大蔵省が受け取ったとか受け取らないかという話を聞いておるわけです。たまたま通産省の鈴山局が弱小の鈴山関係を育成する意味で、関税措置をもって臨みたいという意見を文書にして出しているわけでございますが、これは大蔵省と基本において了解がついて、関税措置という問題を鈴山局が提案しているのかどうか、これを第一にお聞きしたい。

○稲益説明員　予算措置その他につきましていろいろ通産省は検討をやつておるわけなんありますが、関税率につきましては、現在までのところ通産省では、まだ通産内部の検討段階であります。関税率審議会では通産省の検討を十分経るものについて検討していたがたい、かのように私ども考えており

○石山委員 先ほどの御答弁の中に  
は、自由化は本命であるけれども、ま  
だこの問題は画一的にはやってはいか  
ぬということをおっしゃっているわけ  
ですね。それはその通りでしようが、  
その画一的にやらないという御意見  
は、それぞれの業種の実態を検討され  
てそういうことをおっしゃっているの  
だろうと思う。大ざっぱに言えば、た  
とえば第一次産業である農産物が第一  
に指向されるでございましょう。その  
次にはどういうふうになるかと、いう  
と、私たちに言わせれば、弱い地下産  
業の品目に対して特殊な措置を講ずる  
という建前が、大蔵省の中にすでに生  
まれてきていたなければならないのではないか  
と思ふ。今度皆さんの方で審議  
会に御提案なさる関税率の問題につい  
ては、全く白紙状態でこの問題を提案  
しているわけじゃないでしよう。おそ  
らく白紙状態ではないだろうと思いま  
す。だから、弱小産業が自由化によつ  
てこうむるいろいろな障害、致命的な  
障害の場合もあるでしようし、発展性  
を阻害するという障害もあるでしよう  
が、しかしいずれにしても、障害を受  
ける農家を少なくしてやるという建前  
で、関税率問題を見ておられるのはな  
いかと思う。何も私どもは、関税が弱  
小の企業をも育成する、あるいは犠牲  
を少なくするというのを、万能薬だと  
は思つておりません。関税は万能薬だ  
とは思つておりません。しかし当面の  
カンフル注射としては有効な役目を果  
たすのが、関税率の問題だと思つてい  
るわけです。その点からすれば農業の  
場合は、瞬間タッチとかなんとかいう  
名目で、かなりこれは少なくされる部  
分が出てきていると思う。鉱産物その

他の弱小企業、私はこれは機械等も最近だんだんそういう格好になつていくのではないかと思うのですが、ことに当面被害を受ける地下産業、私に言わせればそれは石油でもいいでしょ、うし、硫黄でもいいでしょが、こういうような問題に対してもどういうふうに関税当局たる大蔵省としては見ているのかということです。その見ていく中の一つの結論として、今度の関税率改正として大蔵省が案を練つた、そういう項目の中に私が申し上げている弱小地下産業の鉱産物が入っているのかどうかということです。

○稻益説明員 今回の検討品目の中に入っておりまます。ただいま私が申し上げましたことで、具体的にどの程度引き上げるといったようなことは、通産当局でもまだ検討中であります。私どもとしてもいろいろな方面からの資料を集めて検討中である。こういうことであります。

○石山委員 それではこの関税率の最終的な決定権といふものは、大蔵省にあるわけじゃないでしょ。

○稻益説明員 大蔵大臣が責任と権限を持っております。

○石山委員 そうすると通産省では、原案を希望という形で出すということになりますか。

○稻益説明員 要望と申しますか、政府内部での要望に近いような形でござります。われわれとしてはそれを十分検討しなければならぬのであります。それで関係省間で大体において意見の一一致はかりまして、そうして審議会に諮る、かような手順で進めておられます。

わかりませんけれども、省によつては審議会といふのは全くその省の防波堤にばかりなつてゐる場合がありますが、決定なつたのは慣行として、特に關稅の問題についてほとんど審議会で採用になつてゐるということをごぞいますか。

○**福益説明員** 關稅率審議会そのものはあくまで大藏大臣の諮問機關でござります。ただ御趣旨のように非常に具体的な稅率決定ということをやりますので、大体私ども関係各省の意見を十分取り入れまして、大蔵省で原案を作つたものを審議会に諮りました際に、審議会でもおむね非常に活発な議論はあるわけなんです。御承知のように關稅は一方で生産者を保護する、そのため高關稅が望まれる。需要者ないし消費者、こちらからは低關稅が望まれるといったような、非常に利害が対立する場合が多いわけであります。議論は非常に活発でありますが、大体におきまして政府の提案いたします原案が若干の修正を受ける程度で、審議会では承認されるというものが過去の実例でございます。

○**石山委員** 今のように輸入量が非常にふえているときに、この關稅率の品目をば決定される、そして大藏大臣が政令で出す、こういうことが上手にいかなければ、いたずらに思惑的な輸入をば行なうという事例はありますか。

○**福益説明員** 輸入があふえるというお話をあります。大体におきまして自由化されます品目、これは昨年來検討いたします際にも、たとえば三十六年の十月に自由化が行なわれる予定であるといったようなものにつきまして

は、昨年の改正の際に全部そういうものを見抜き出しまして、適正な関税率の設定をはかったというわけでありまして、今回も、ただいま作業を進めておるにつけましては、今度の通常国会で御審議いただきまして、四月に有効であるというようになつております。と自由化に間に合いませんので、そういった来年以降に自由化が予定されるものを、主として取り上げて検討いたしておるわけでございます。

○石山委員 最近大蔵省に関する限り、一手一足と申しますか、何かの決定にあたつては経済界に対し影響が多うございました。たとえば公定歩合一厘引き上げでも、一厘引き上げをすると三百数十億の利潤を銀行に与えるとか与えないとか、株価はそのことによつて下がりぎみになる。こういうふうなことが流布されているわけなんですね。私考えるのには、この前のたとえば輸入承認の担保率の引き上げの問題についても、これは銀行局の方を呼んでもらつて聞きたいほどでござりますけれども、いずれにしてもやり方によつては——これは何も私は不正を考えてやつてているという意味を申し上げているのじやないですよ。やり方に得たような格好、それからこの担保率の引き上げを見てみますと、翌月になりましたら、九月になりますと一億ドル以上も輸入を多くしているわけでしょう。だからこの品目決定の問題に関しましても、あなたはそういうことは絶対ないなどと軽くおっしゃつておるのでござりますけれども、まことに

にそうでございますか。たとえば銅の問題を一つとつてみましても、硫黄の問題を一つとつてみましても、向こうの方が安いとすれば、これはぐっと保率の引き上げということとは、結局は引き締め政策の一端でしよう。そうでしょう。現に引き締め政策の一端を利益を得るためにやるわけですが、一億ドルも多く輸入されているというのは全然逆なんでしょうね。公平な品目決定、関税率を決定しようとしてやつておられることが、やり方によつては非常な不当な利益を与え、そうして余分な輸入を促進するという格好にまたぞろなるのではないかというのが、私たちの意見です。しかも経済力の弱い地下資源等、石油、石炭という問題もこの中には入つてくるございましょう。入つてくるございましょうけれども、そういうことをお考えになつて、この問題は審議会で決定されれば大体その通りだとあなたは人ごとのようにおっしゃつておるけれども、前例から見れば私たちこの決定に対し慎重にやつていただきなければならぬのではないか。きまつたことがはずれた場合の犠牲などということは考えておられるのですか。たとえば素案を出したでしよう。素案が全部審議会で承認になればいいけれども、はずれる場合がある。はずれた場合に業者にどういうような影響を与えるかということは、この際、経済界の変動期ですから慎重に考えておやりにならなければいけませんが、それを今考えておられるのですか。今大体百品目というのを出

しておられます、が、お考えになつて、いられるわけですが、はされた場合、この品目ははれても大丈夫、この業界はそれによつて痛手を受けないので、こういうようなめどをつけてこの百品目を新聞等に御発表になつておるのであります。  
○**補益説明員**　ただいま百品目と仰せられた点は、先般も関税率審議会で一応参考として十月十日でありますから、諮問をいたします際において、太体見当がこういう品目について取引り上げておるという参考として掲げたものであります、従いましてお手元にありますのはごらんいただいておりますその品目の表でござりますが、これはおそらくまだ六、七十だけしか載つておらない。約百品目を掲げましたのはここに具体的にまだ載つておりませんが、現に検討は政府の各部門でやつておるという物資があるわけなんんであります。従いましてそういうものが追加して出てくる。お説のように、場合によりましては石油の関税も石炭との関係で出るかもしね。それから銅の問題につきましてはいろいろな施策を考えておりますが、その中の一環として、場合によつて関税の引き上げも考えなければいけない。そういう点はあるから慎重な検討を政府内部で進めているわけなんです。審議会に決しておんぶしておるといつた形のものではありません。政府内部で、もし開税を引き上げないといたしますれば、自由化された物資がはたして国内で立ち行くのかどうかという点は、十分慎重に検討いたしまして、なおかつ関税で取り上げる必要がないというようなものはふるつていくわけなんです。お

説のような非鉄関係、銅、鉛、亜鉛といったものは、おそらくはこういった審議の過程において、私どもの方で提案する事態になるのではなかろうか、かように考えておる次第であります。

○石山委員 この前の税關部長の答弁では、関税操作についてはかなり厳格だといふに私は聞いておるので、受け取り方は。しかし今度のは、先ほども通産省部内だといえども、それまでですけれども、こういうふうに私は聞建前をとる、こういうふうに私は聞いておるのです、受け取り方は。しかし今度のは、先ほども通産省部内だといえども、それまでですけれども、こういうふうに私は聞建前で皆さんの方へ話をするようだと思ふ。たとえば関税率の暫定引き上げが弱小企業に対する保護政策ですね。関税率の暫定引き上げ、これをめどとして三年というようなことを考えておる。これをお考えになつておられるかどうか。もう一つ二つ事例を申し上げますが、二としては関税割当の適用という項目を持つておる。三つ目には緊急関税の機動的運用、いずれにしても関税をもつて弱小企業の儀をば少なくして、将来に備えようといふのが、通産当局の当面のものの考え方になると思いますが、この案はかなりに皆さんの方では御研究になつておられるのかどうか。

○稻美説明員 そういった要望は、私どもの方でも十分承知しております。連絡を受けまして、そういう方向で考え方のものは極力考えて参りたい、かような態度であります。

○石山委員 先ほど輸入担保率のこと

問題もあったのを大目に見てあげて、十六日というふうにしてやったか知りぬけれども、十八日以降の問題でもこれを受け付けて、先ほど私が申し上げたようにもう少し詳しくお話しします。十六日と九月になって一億こと六億ドルにもなつた。こういうことは、だれに許可権があつて、こういふふうな、われわれとしては不正ではなきかも知らないが、不当と思われるような行政措置がとられたわけですが、一体これはどこでやるのですか。

○天野政府委員 ただいまの問題は、まことに遺憾千万なことでござりますが、所管は通産省でございまして、通産省が嚴重に今調査をいたしております。そこでござります。

○石山委員 これは通産省だから知らぬというわけにはいかない。金の問題になると、これは原局の問題でしようが。違いますか。為替局とはこういう問題について関係ないと言われるのでしょうか。

○天野政府委員 こちらの方も関係はあるわけでございますが、主管は通産省でございまして、通産省の方で主体となつて、あの事態を今調査をいたしているわけでござります。

○石山委員 おかしいよ。通産省で輸入超過を一番きらつているのでしょうか。輸入超過を一番きらつている当局は通産省なんだ。それを通産省が率先して一億ドルもよけい入れるなんて、こんな現実なんてないでしよう。今それを防がんとしてやっているわけだ。天野大政務次官の御意見ではおかしいと思うのですよ。政府は連帯責任であつて、それは主管が通産省だからといって逃げて回つても、為替関係銀

行關係では逃げられない条件もあるじゃございませんか。単独で通産省やれる問題ではないでしよう。この問題はどうなんでしょう。それだったな通産省にもう一回私聞き合せます。  
○天野政府委員 ただいま申し上げましたように、通産省が主体となって査いたしておるわけでございます。けれども、不当なこういう行政措置のやれと相待ちまして、こちらの方でも態度を決定していくことにならうかと田山委員 います。  
○石山委員 この問題については、私は不正などという言葉は使いませんね。けれども、不当なこういう行政措置のやれ方は、どの省に対しても、大蔵省であろうが通産省であろうが、われわれは国会議員としては追及する建前だと田山委員 うのです。皆さんの方で、このそでは一体どこにあるかということについておは取り調べ中だと言つておりますから、私は大臣もおいでにならぬし、この問題は伏せておいてもようございませんけれども、こういうことは、何べんもやられたら、関税率の問題なんかにスムーズにくくと思うのですが、こういうことがあると、どうも品目決定にあたっては、また何かどこかお金が動くのじゃないかとか、そういう気持が出るわけなんですよ。損得のはなしはだしいいきさつが生まれるのじゃないかといふ気持ちにならざるを得ません。そういうことのないよう、十分一ヶ月税当局としては気をつけていた。だきたいと思います。  
関税当局の問題については、大臣があとで来る予定ですから伏せておいて、この前の行きがかりがありますから、同じ税は税でも關稅の問題

酒の問題についてお聞きしたいと思ひます。今度の減税案をばおおむね税制調査会では千五百億程度の減税というようなことをおっしゃっているようですが、最も悪法である間税については、前々から長く呼ばれていることが、すが、すみやかに低い税金になさる、こういう世論が非常に強いのです。その中でも酒税等はなかなか高い税金をば課しておるわけですが、たとえば千五百億減税の場合に、間接税の全体の建前、酒税などはどういう地位にあるか、こういうことを一つお聞きしたい。

○天野政府委員 税制調査会で千五百億の減税ということを発表されたといふようなお話をござりますが、新聞等にもちらつと出たようでございますが、税制調査会ではまだそういう決定をいたしておりません。今研究をしておる段階でございます。従いまして千五百億というワクを前提として何をどの程度にするかといふようなことは、まだ一切ないわけでございます。

○石山委員 では逆に聞きますけれども、実際からいえば減税のめどといふものは一体どこに置くか、そうしますと不合理を是正するという意味で、下から積み上げていく場合もあるわけですね。そしてそのトータルが二千億になつた。二千億になつたからこれを減税する原資は一体何かという探し方もあると思う。しかし今は、池田さんの施政よろしきを得たかどうか知らぬけれども、四千五百億以上の増収入があるといわれている。そうしますと、前々から呼ばれている減税を柱にしている皆さんの立場からすれば、こういったことはすでに試算済みだと思う

のです。試算済みでなければおかしいでしょう。外国と引き比べて酒税の位置はどうだ、戦前に引き比べて、たとえばわれわれの所得税の位置というものはどういうものだということは、これは比較論が出ているわけなんです。原資があったならば、これはどういう格好で持つていこうじゃないかといふことは、すでに事務当局では何案もできていなければならないわけでしょう。これはただ千五百億を二千億にするなんという離れわざはおそらくやるまいと思う。ですから、千五百億が中心にならざるを得ないでしよう。そうでもないといふなら話は別ですよ。そうした場合に、試算はどれくらいあるわけなんです。国税庁の連中はそこにいるのでしょうか。

時国会が終わる。次の通常国会に討議するひまもなく、減税が何ぼとしましてしまいます。それではわれわれとて討論するひまもなければわれわれの意見を聞くひまも政府当局として持たないといふことになるのです。それだけはわれわれとて事務当局にお聞きましょう。事務当局としては酒税あるいはわれわれの勤労所得税はどのくらいのところというふうなことを、一ぺんも試算したことがないですか。

○場説明員 私、税制第二課でござります。直接税の方は私から申し上げます。地位にないわけでございますが、税制調査会が一昨年からいろいろと根本的な税制改正を行ないたいということでお作業を進めておりまして、昨年は御承知通り直接税を中心としました減税を行なったわけでございます。間接税につきましては、その議論が時間的にも關係もございまして今年に持ち越されておりまして、今年の四月から間接税全般にわたりまして、いろいろ負担の比較とか、今後の見通しというようなものにつきまして、検討を進めております。来たるべき来年度におきましては、ただいま仰せのような自然増収の見込みもございまして、私ども主税局関係といたしましては、できるだけ公平に減税のワクをいただきたいといふようになりますが、いろいろ試算もしておりますけれども、何をどうするかというようなことにつきましては、来年の全体の予算編成と同時にきまるべき筋合いでござりますので、ただいま政務次官から答弁がございましたように、この段階で申し上げるというようなことになつておりませんので、その点は御了承願いたい、こう思うわけで

○石山委員 最も数字を大事にしないでござります。  
ればならない減税の問題が抽象論で終わる。しかも予算編成の前夜にあって、臨時国会においてその素案を示さないとは、まことに怠慢の至りだと思います。その点に関しては、では時間の関係があるようですから、今の方質問は保留しておきます。  
○中島委員長 本案に対する残余の質疑は、大蔵大臣の出席を待つて行なうことといたしました。

うし、また私の方では別に個人のお前を聞きたいと思っておりませんが、こういう協会はもちろん人事において人材を得なければいけないわけであまして、これについての政府当局の考え方をもう一ぺんお聞きしておきたまども、この北方協会には第二十条よりまして、評議員を二十五名以内に定めています。特にこれはこの前質問に私出しておいたのでありますけれども、この北方協会には第二十条によりまして、評議員を二十五名以内に定めています。特にこれはこの前質問になつていて、しかもこの二五名の評議員は、二十条の二項に規定してあります通りに、協会の業務の運営に関する重要事項を調査、審議するという規定もあります。三項になりますと、会長に意見を述べるという非常権限の大きいものであります。特にこれは協会の経常費の節約ということで、それほど多数の理事とか役員を置くわけには最初からはないかと思ふのでありますと、それが二十五人の評議員の手で、いろいろこういう二十条の権限でもってばんばんやられたら、一つの圧力団体になるのではないかとの点を非常に心配するわけあります。二十五名以内でありますから、一人置こうと十人置こうと、協会の実態に即して漸進的におやりになる考え方ではないかとは思いますけれども、これまでが、圧力団体になつて運営に支障を来たすようなことがあってはいけない、御趣旨は私どもいたしましても全く同感でありますから、この点は十分お尋ねいたします。

をつけて人事の選考に当たりたい、か  
のように考えております。なお、後段で  
おきまして評議員のお話が出来ました  
が、御指摘のような御心配あるいは  
あるかと思ひますが、いずれにいたし  
ましてもさつき申しまして通り人事全  
般につきまして、どこまでも一党一派  
にとらわれぬように、公正にこの北方に  
協会の本来の目的の運営ができるよう  
に、われわれはどこまでもさように努  
めて参る所存であります。

○山内委員 質疑応答を通じて一番懸  
念されることは、協会が発足しまして  
その必要とするところの資金需要をど  
ういうふうにして満たしていくかとい  
う問題であります。まだ政府の方でも、  
一体どういうものを協会の適用を受け  
る方々が必要とするかという希望も調  
査していない。そういうことは非常に  
要額というのも未定なわけでありま  
す。けれども私ども考えるには、相当  
資金が必要ではないか。十億の六分の  
利子だけで運用するということ是非常  
に危険がある。特にこの創立当初にお  
いてはまだ金が一銭もない。ですか  
ら非常な運営上の心配が出てくるわけ  
であります。こういう点についてはい  
ろいろ御答弁もあつたようではあります  
けれども、もう一度、どういうお考えで  
補助金を出すのか、一時借り入れをや  
るのか、また必要があつたら国債の線  
り上げ償還なども認めるのか、そうい  
う点についての見解をお聞かせ願いた  
い。

○小平政府委員 ただいまの御質問に  
対しましては、前会にも大体お答えし  
てあると思いますが、この協会が発足  
いたしましても、今御指摘のように資  
金需要等がどういう工合になつておる

か、まずそういうことを十分徹しなればなりません。従つて融資そのものに直ちに着手するというわけには参りません。その事務費につきましても、生資金といふものは、言うまでもなく大体事務費といふことになるうかと思ひます。その事務費につきましては、回申し上げましたが、初年度としては大体数百万程度のものでたくさんではなかろうかと存じておりますが、そなへました後でも何せゼロから出発するわけでありますから、もし必要がある場合はならば協会の借り入れ等についてのあっせん等を考慮いたして参考いたしまして、かようになります。基金の交付公債 자체の繰り上げ償還につきましては、これまたさきに申し上げました通り、ただいまのところでは直ちにどういうことをいたそうとは考えておりませんが、将来また適当な時期に考慮の余地が出て参りましたならば、一つ検討したい、かようになっております。

ないようになつた十分な御配慮と、どうせめんどうを見たのですから、その点も十分な御配慮をいただきたい。これは希望だけ申し述べておきます。

次にお尋ねしておきたいことは、これは最初から前の長官のときも議論が出て非常に明瞭になりましたが、十億の資金の考え方なんあります。これは前に確認いたしましたけれども、もう一度だけはつきりいたしておきたいと思います。というのは、たしか長官はこういうふうに御答弁になつたと思います。漁業権の問題は、十年後国債が現金にかえられたときに、そのときの置かれている状態で法律などを作るかどうかして、そのときに相談をしたいのだ、漁業権というものはこれで消滅したのではない、残してはあるけれども、それまでは生業資金といった形で困っている人の立ち直りという考え方で資金を使っていく、こういうふうな御答弁に確認してよろしいか。

○小平政務委員 大体今御指摘の通りだと思いますが、十億円という基金は、これからもちろん生む利子によって北方の旧住民のために使っていこう、こういうことでございまして、漁業権の関係は、この協会が将来十年先には一応解散する建前になつております。その際には、残余財産の処分等はまた法律でできるという建前になつておりますから、旧漁業権というものはどうするかということは、現時点において考えられることはその際において検討する、こういうことにならうかと思ひます。従つてまた今後の融資等につきましても、今お話しの通りいわば一口に生業資金と申しますか、もちろんそれは漁業と関係者を含めての話で

ござりますが、そういう方向に使つて  
いこう、こういうことでござります。  
**○山内委員** 長官からはきわめて明瞭な御答弁をいただいたわけでござります  
が、やはりこのことをはつきりいたしておきませんと、長官就任される前  
でありますけれども、国会議員の中でも、十億は北方協会が交付を受けたた  
のなんだから、それは煮て食おうと勝手に処分できるといふ  
も、十億は北方協会が交付を受けたた  
のなんだから、それは煮て食おうと勝手に処分できるといふ  
しておきませんと、将来これだけは運営をしていきませんと、将来これだけは  
見て持つておる人もある。ですから、かくして  
そういう点を明瞭にして、誤りのないようによつていただきたい。  
その次は、いろいろ準備にもこれから大へんなことだと思いますが、いつ  
かろからこの北方協会が事業を開始で  
きるのか、発足のめどについてお考を  
あつたら伺いたいと思います。

たいて、大体間違ひなからうと思いま  
す。

○山内委員 もう質問もございません  
が、希望としては、とにかく初めて生  
まれる北方協会でありますから、特に  
国民の血税十億というものをむだにし  
ないような、監督の厳正もさることな  
がら、運営に万全を期して、この当初  
の北方協会の設立の目的に沿うよう  
に、一つ関係の官民の方々、尽力をあ  
げてやつていただきたい。希望だけを  
申し上げておきます。

○中島委員長 受田新吉君。

○受田委員 時間があるようですから  
一つ。この法律の主要の問題点は、一  
応解明をしておるようでございます  
が、個々具体的な規定に触れた質問を  
したいと思います。

第一に、主務大臣の権限でございま  
すが、内閣総理大臣と農林大臣が主務  
大臣になっておる。役員の任命権者で  
ある大臣は、両方の名前を連ねること  
になるわけですか。

○大竹政府委員 両方で協議をいたし  
ましてきめるということになつております。  
従いまして両方の名前を連ねる  
という格好になつております。

○受田委員 そうすると、内閣総理大  
臣と農林大臣が両方で任命権者になつ  
て、いわゆる辞令にもそういうことにな  
るわけですね。

○大竹政府委員 お話しの通りでござ  
います。

○受田委員 そうすると問題があるわ  
けですが、第十五条の「役員」の中に  
「(非常勤の者を除く。)」とあります  
が、この非常勤というものはどういう  
ものが該当するのですか。

○大竹政府委員 十五条の中に「役員

(非常勤の者を除く)は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。」こういう条文がございまして、この場合の「(非常勤の者を除く)」、実は常勤の役員といだしましてはごく少数の者を予定しております、それ以外の者はほとんど全部非常勤というふうに考えております。

○後藤委員 その常勤というのはどうぞを予定しておるわけですか。ほどんどが非常勤となると、常勤者はどれどれに当たるわけですか。

○受田委員 常務理事とそれから会長、副会長、これは常勤ですね。  
○大竹政府委員 ただいまの予定でござりますから、正確にその通りになるかどうかは別でございますけれども、  
会長、副会長はただいまのところ一応非常勤の役員というふうに考えており  
ます。

○受田委員 どうもあいまいな点が一つあるのですが、この法律の案の中には今のようにまだそれが常勤になるか、非常勤になるかわからないのだというような点、それから総理大臣と農林大臣の両方が主務大臣になるというような問題、それからもう一つ、代理人の選任にあたりましても「協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選人することができる。」こういうような規定、この職員の中からまでそれを選び出さなければならぬものかどうか、

大体代理人としては少なくとも理事級までとどむべきではないか、かようにも思うわけです。この点について具体的に御答弁願いたいのは、常勤職員としてもらはばら他の役職も兼ねないでいく職員はどれだということが、なぜ今日はつきりすることができないのか。それから第二は、内閣総理大臣と農林大臣が主務大臣であるが、その二人の意見が違う場合がある。これは意見が整わないで、任命するときに二人の推薦した人物が違つてきたという場合に、特に実力者内閣などにおいては、お前とおれとの意見が違うということにしばしば起ると思うのです。そういうときにはどちらの方が権限を持つかということになると、上級大臣ということになるのかどうか。協議が整わざるときの任命はどちらの主務大臣がやるのか。それから代理人の選任にあたつて、職員の中からまでこれを選び出すような必要があるのかどうか、七人も理事がおるのですから、理事によって、代理人を勤めさせるべきではないか、この三つについて御答弁を願います。

情等につきましても相互に共通した判断を持つております。ただいまの見通しといたしましては、先生御指摘のとおりな事態はさしあたつてあるまいといふに考えております。

次に代理人の選任に関しまして、職員のうちから会長の仕事を代理させる者を選ぶというのは行き過ぎではないか、こういう御質疑であったと思ひますが、その点につきましては、実はございまして、関係者が現在散らばっておりますのは、大体北海道がおもでございます。なお若干の県に相当数ずつが固まっておるというような地域もありますのでございます。それらの地域から理事がうまく選出されます場合に、は、そういう理事の方に部分的に会長の仕事をお願いするということもあり得ると思うのですが、場合によりましては、そういう地域に関しましては、特定の職員だけを配置するというふうなこともあります。しかし趣旨いたしましては、もとより会長の仕事でありますから、全部を職員にまかせるというふうなことは適当でないわけでございます。全体的なものは、もとより代理人といったまことは理事にまかせておく、当然そういうことになろうと考えております。

が、今あなたは、主務大臣が意見が違うことは、今の段階ではなかなかとうとうという、今の段階ではというようになります。大臣と農林大臣は同格で主務大臣であるのですか、あるいは上下関係があるのですか。

○大蔵政府委員 同格でございます。

○受田委員 そうしますと、二人の意見が整わないということはあり得ることなんですね。責任の所在が二つにまたがっているので、そういう場合にはどういう措置をとるかということの規定が必要なのではないのですか。

○小平政府委員 理屈といいますか、理論上は受田先生のおっしゃるような場合があるいは想定できるかと思いますが、実際問題としては、そういう意見の相違が、どこまでも調整がつかぬというようなことは、これはおそらく将来に向かってもなくて済むだろう、またそうしなければいかぬと考えておりますので、実際問題としてはそれほど御心配いただくことはないのではないかという考え方を私は持っております。

○受田委員 この法律案は少しあいまいな点が、今のような点ではつきりしない、つまり責任の所在ということとはつきりしない。権限関係などでも、総理大臣または農林大臣がそれぞれ單独に行使するということを妨げないということが、三十四条第一項に規定する権限についてはあるわけです。それぞれ單独にやるというのがはつきり書いてある部分もあるし、それから單独にやる場合にはどものものは単独でできるという、その単独がどちら側が単独で行使するということを妨げないと

もはつきりしない。それから今の二の大臣が主務大臣で同格になつて、という場合は、少なくとも実力者内閣のような場合には、総理と農林大臣は、これは両巨頭のような気持でどちらもおるのですから、これが意見がわないと、ということは実際にあり得ます。そういうときも心得て、ちゃんとした法律案としては、法律事項といふのはすべて筋を通しておかぬといけないことがあります。ところがこれは非常識にあります。最初あなたはほんの意見に理論的には共鳴せられたけれども、法律はすべて理論を通さなければ、法律案としては適切でないと思うのです。どうもこれは常識的な法案のように印象を与えておるので、権限の帰属がどこにあるのかということを、法理的にはつきりきわめる必要があると私は思います。

るを山以てこれ我がにか云先の者し様ありるのみうれれ私常なうとま合つ臣蘭る人

状態が包蔵されて法案を出されるということは、これは筋違いだらうと思ひます。全然ないだらうと言ふられておる。これはこのお二人は偉大な人物と自負しておられるわけですから、決していつも意見が合うとは限らない。合遇をするのか、常勤にはどれだけの待遇をするのか、役員は何人配置されようとするのか、法律案を用意される以上は、そういう腹案がない限りはできないはずです。法律が出てから考えようということはないはずですから、はつきりした一応の腹案があるならお示し願いたい。

○小平政府委員 その点も、この法律が通れば、言うまでもなく設立委員ができる、しかも北方協会が発足したおりは、会長その他の役員もできるというのですから、これらの人たちとともにそれができぬいうちから、今役所で職員は、会長その他の役員もできるというのですから、これらの役員もできるということができ、それで職員ができるわけですから、それぞれ職員ができる立場で役員が選任されるわけではない。常任役員の位置はどの辺であるか、他の委員会に比べてどの辺のところにあるというようないくつかの事務員につきましては、なるべく切り詰めていきたいというふうに思っております。

○中島委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○中島委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって本案は可決いたしました。

○大竹政府委員 事務的にただいま検討いたしておるものはござります。先ほどの話にもございましたように、設立当初の資金繰りというようなこともなかなか大へんな事態に置かれておりました。法律をお出しになるとき

は、役員を何人にする、それからこのぐらいの待遇にするという腹案を持ち、それに伴う予算も要るわけなんですか、そういいう一応の常勤の役員は、この協会の性格からいって、他の行政委員会等の常任の役員と見合つて、大体この辺のところへ持つて、いこうというような腹案がないというと、これは法律ができた、それからというようなことでは間に合わないのであります。その基準というのは、協会等の性格からいって、たとえば他の行政委員会の中で常任役員を問題とするなら

ば、大体文化財保護委員会程度のものとか、あるいは國家公安委員会の程度のものとか、もつと運輸審議会委員の程度のものとか、そういう大よその位置といふものはお考えになつておらぬと、これはいかぬと思います。その法律ができたら考えようといふうござつた。

○中島委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○中島委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○志場説明員 ただいまの三百円とおっしゃいますのは、一・八リットルの二級清酒の小売値段のことだらうと思いますけれども、現在御承知の通り四百九十四円が基準価格でございまして、その程度の価格にしております。それがもしも三百円ということになりますると、小売価格で四割方減るといふことになるわけがありますが、二級清酒の税額の部分といふものは、大体四〇%程度でございます。従いましても

ますので、なるべく簡素な形で出発させたい、私どもはそう考えておるわけあります。先ほど申しました常勤の理事と監事でございます。これは先生がござりますので、残念でございますが、質疑を打ち切るというふうにはなり得ないので、その間、政務次官、事務当局でも御答弁のできる問題が二、三ございますので、その点についてお伺い申し上げたいと思います。

○石山委員 時間が大へん経過してきましたけれども、どうしても大臣から明確な御答弁を得たい事項が三つばかりござりますので、残念でございますが、ただいまお話をございましたように、類似の団体もあるわけでございまして、形といたしましては、これは一つの金庫と申しますか、基金が十億であります。あるいはまた一つの社会事業団体とも類似した意味合いを持つておるわけありますので、そういう方面の各団体との比較なども考慮いたしまして、こういう役員の俸給というようなものも検討いたしたいと思います。そのほかの事務員につきましては、なるべく切り詰めていきたいというふうに思っております。

○石山委員 私先ほど減税の中で、年率悪税といわれている間接税は、この際引き下げが必要があるのでないか、そのためどもお聞きしたけれども、めどについてお聞かせください。

私はほど減税の中で、年率悪税といわれています。今私どもはたくさん間接税の関係、特に酒造関係から陳情を受けているわけです。陳情の内容を申し上げますと、いうところの減税三割、それから小売マージン二割といふことが、要約すれば圧倒的です。その中には、こまかく言えば合成酒に対する反対の意向といふうなものもありますけれども、まず要約して一般的に言えば、減税三〇%、マージン二〇%、これが二級酒一・八リットル三百円中には、こまかく言えば合成酒に対する反対の意向といふうなものもありますけれども、まず要約して一般的に言えば、減税三〇%、マージン二〇%、こういう打ち出し方をしているわけですが、これに対して、今まで減税をしてあげなければならぬが、どのくらいかと言つたら、なかなか明言ができないと言われたのであります。しかし三〇%に対してどのくらいの考え方を持つか、あるいは小売マージンの二〇%，これは検討してみた結果、どうもはなはだ遺憾だ、こういうふうな結論が出る、事務当局としてこういう声があることに對して、どういうふうな見解をこの場合示し得るかというこ

りでございますが、われわれとしては減税はやりたい。減税をやろうとする場合には、間接税、直接税、いろいろ勘査して、できるならば両方やりたいと思いますけれども、現在御承知の通り四百九十四円が基準価格でございまして、その程度の価格にしております。それがもしも三百円ということになりますると、小売価格で四割方減るといふことになるわけがありますが、二級清酒の税額の部分といふものは、大体四〇%程度でございます。従いましても

になりますすると、その倍以上の率で  
もって酒税を下げなければならない、  
こういうことにもなるわけでござい  
ます。従いましてそうなりますと、  
三割の場合でございますと、六割以上  
の税率の軽減をしなければならないと  
いうことになります。これでは税収  
等の点から考えまして、また税率の先  
例なり外国との比較から参りまして  
も、とてもそこまでのことは考えられ  
ない、こういうふうに申し上げたいと  
思います。

○石山委員 なるほどあなたから明快  
な御答弁をいただくと、かなり高率  
の減税ということになります。それで  
はこういうことはどんなものでござい  
ましょうか。昭和十一年ではお酒が大  
体一円でございました。そうして税金  
が三十二銭、それと、今日の四百九十一  
円に対し二百四円四十八銭の税金と  
いうものは高いのでございましょ  
うか、安いのでございましょ  
うか。私はさつき地方の酒屋さんの声をそのまま  
あなたにお伝えしたのですが、今度は  
計算的にこういう例があがつておるわ  
けですけれども、その例に対してもど  
ういう御見解でございましょ

○志場説明員 ただいまおあげになり  
ました数字は、大体その通りだと思  
います。ですから私どもとしましては、  
全部戦前に返ることをもつてよしとす  
るが、ないしはその後のいろいろの変  
革をどう考えるかという点はございま  
すけれども、戦前との対比におきまし  
ては、確かに小売価格の中で占める酒  
税の割合というものが上がつておると  
いうことは認められております。従い  
まして、できるだけそれは戦前の姿と  
いうものを一応の念頭に置きながら、

なるべくそれあたりまで近づけていきたいという希望では進んでおるということだけは申し上げたいと思うのです。

○石山委員 私は酒の話ばかりしておられるけれども、増石、増米、それからもう一つとして言えれば、日本酒の中小企業に対する、合成酒等のいろいろな醸業に対する、合規政策との問題もござりますけれども、日本古来の日本酒に対して、皆さんの方で特段に保護政策とすることをお考えになつていられるかどうか。ありましたら一つでも二つでも事例をお示し願えれば大へんよろしいのでございますが……。

○志場説明員 増米、増石とおっしゃいますわけですが、最近におきましては、原料米の事情も漸次ゆるやかになつて参りまして、大体これくらいの需給の見通しからしまして、この程度は消化できるだらうということを考えますると、それに応ずる原料米は農林省の方からその通り割当を受けられるという状態になっております。でありまするが、戦前におきまして最高に作りましたのがたしか五、六百万石であつたと思ひますけれども、ことしほとんど四百八十万石くらいまでに減りましたのがたしか五、六百万石であります。大体戦前の人口の一人当たりの状態に現在清酒についてもなつてきております。従いましてこれ以上むやみに数量をふやしますると、値くずれとかいうような問題もありますので、そこは今度減税を行なうとしてもなつてきております。従いましてこれ以上むやみに数量をふやしますと、それとも見積もある必要はございませんけれども、そういうことを慎重に考えまして、全体としてそれほど値くずれがないように、また消費者から見れば求

めたいものが足りない、ということをな  
いように、そこは適当の判断をつけま  
して、それによって原料米を確保しま  
して、需要に応じながら全体の安定を  
はかるということによつて、保護とい  
えば保護かもしませんが、その点は  
適当に考えていただきたいと思っておりま  
す。

機会を見て大臣から特別に御答弁をいただきたい。その一つは、実は私はまだ心残りの点があるわけです。おおむね賛成しているけれども、まだ心残らぬる点がある。今まで大蔵省では、予算の面では均衡予算を命にしてきて、ねばねばならないものの考え方がある。それから外から見ればこれは僅予算に見えるわけです。ですからどうぞ予算としても外局をあくらますとか、内局たるふくらますとかいうことは、努めて避けなければならない一つのものの考え方であると思うのです。その大蔵省が今回関税局を設けるということに対しては、今までの質疑応答の中でも、趣旨説明の中でもそうでしたが、自由化に伴う事務量の増大ということをにじみきの御旗にしております。しかしわがわれは、それのみでは部局の大ささといふものをふやしたり何かしてはいかぬという考え方です。私はこの際、この中にはどうしても自由化に伴つて監視する弱小企業等を含めまして、関税政策によって問題を調整する。そのためにはどうしても関税局が独立しなければうまくないのだ、こういう点が付加されなければ、よその省と同じでしょ官から御答弁をいただけると思います。それから減税の問題については、方向を変えつかむことができないので、やすのなどという、その点は政府次努力するということをしようけれども、もし減税について、間接税について言葉があるようでしたら、それにもう一つは、この法案に関係する金融機関の審議会委員の問題でござります。この人員の構成を見てみると、残念ですが中小企業の方々が一言づけていただきたい。

入っておりません。それから労働組  
は異質だといって片づければ、ある  
はそういう判定の仕方もあるかもし  
ませんけれども、金融機関の審議会  
こういうものは私たちに言わせれば  
中小企業の方が一人入っているそ  
うですが、中小企業の代表者をもつと  
れ、もつと型をはずして各方面から  
見を聞こうとするならば、労働組合  
の代表者もこの中に入れる必要があ  
のではないか。今までいきま  
と、学識経験者と、あるいははどうも  
いたくないのですけれども、特定の階  
層の代表者によっておおむね委員が構  
成されているというこの形は、これ  
らは必ずしも好ましいものではない。  
ぜひとも中小企業の代表、あるいは他の  
の他の各界の代表を入れるという工夫  
を、この際私たちは要望したい。ここ  
はやはりあなたから一つ答えをいただ  
かなければならぬ。

以上の三つの点を政務次官から特  
御答弁をいただきたいと思います。

○天野政府委員 ただいまお述べにな  
りました三点の御意見は、それそれ共  
常に有益な御意見でございまして、  
れわれとしても有力な参考いたし、  
今後善処して参りたいと思っておりま  
す。

○中島委員長 これにて本案に対する  
質問は終了いたしました。

○中島委員長 これより討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。  
大蔵省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よつて本案は可決いたしました。

なお、本日議決されました各案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後一時十四分散会

〔参照〕

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣提出第五号)に関する報告書

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第四五号)に関する報告書

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(内閣提出第二二号)に関する報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕